

平成15年6月19日

「在庫担保融資」の制度設計等について

(注)この報告において意見に亘る部分は、全て中村の個人的見解にすぎないことを予めお断り申し上げます。

中村廉平

商工中金法務室長

日本商工会議所経済法規小委員会委員

東京商工会議所経済法規専門委員会座長

東京商工会議所中小企業金融委員会委員

1. 譲渡担保制度等の設計(3-1)

- 「適正な」担保のあり方について

(1) 動産担保

- 集合動産譲渡担保にかかる公示制度の創設
 - 例えば、動産担保の目録登記制度の創設
- 担保動産の処分市場(ネットワークシステム)の整備と評価手法の確立
- 担保動産の管理(モニタリング)体制の整備
- 「呼び水」としての信用保証(割合保証)制度の導入

1. 譲渡担保制度等の設計(3-2)

- 「適正な」担保のあり方について

(2) 債権担保

- 債権譲渡登記制度の改善
 - 例えば、第三債務者特定の要件緩和、第三債務者対抗要件の緩和、債権種類コードの改善
- 債権譲渡禁止特約の第三者効の排除
- 「呼び水」としての信用保証(割合保証)制度の拡充

1. 譲渡担保制度等の設計(3-3)

- 「適正な」担保のあり方について

(3) コミットメントライン

- 適用範囲の拡充 - 中小企業金融における活用

2. 金融慣行の改善(2-1)

- 融資取引の透明性・予見可能性の確保

- (1) 連帯保証 - 「適正な」保証のあり方について
- 限定根保証(特に極度根保証)及び特定債務保証の活用
 - 金融機関における第三者保証の事実上の「絶対視」「義務化」の排除
 - 商法266条の3(取締役の第三者に対する責任)に基づく追及 - 監督官庁、業界団体からの積極的アナウンスの重要性

2. 金融慣行の改善(2-2)

- 融資取引の透明性・予見可能性の確保

(2) ガバナンスの確立

- 「適正な」会計慣行のあり方について
- 商法特例法の見直し
 - 例えば、コミットメントライン適用先への拡充



3.コベナンツ、パリパス条項付 ローンの展開

- 固定化した「短期」資金の“長転”の許容
(ロールオーバー)
「貸し剥がし」の機会の排除
- デット・エクイティ・スワップ(D E S)の活用
- デット・デット・スワップ(D D S)の活用

以上